

令和元年度第1回平塚市廃棄物対策審議会議事録

日時 令和元年7月4日(木)9時30分から11時30分まで
場所 平塚市役所本館3階 303会議室
出席委員 原田会長、陶山副会長、数田委員、市川委員、白石委員、椎野委員、小宮委員、曾我委員、河邊委員、大関委員、西田委員
(11名)
市理事者 石黒副市長
(1名)
事務局 環境部長、環境政策課長、収集業務課長、環境施設課長、環境施設課施設管理担当課長、環境政策課資源循環担当長、収集業務課収集・分別推進担当長、環境施設課施設整備・広域担当長、環境施設課事業センター担当長、環境施設課破碎処理場担当長、環境施設課リサイクルプラザ担当長、上家主査、大森主任
(13名)
傍聴者 あり
(2名)

《委嘱式》

○審議会の開催に先立ち、数田委員に副市長から委嘱状を手交。任期は「平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」第9条第3項の規定により、前任者の残任期間である令和元年5月1日から令和2年3月31日までの期間。

《諮問書の手交》

○次の諮問書を平塚市長(副市長代読)から原田会長に手交する。
・「一般廃棄物の処理手数料等の額の改定について」
・「一般廃棄物処理基本計画の見直しについて」

《以下、審議会の開催》

○副市長挨拶(挨拶後、公務により退席)

○事務局自己紹介

(環境政策課長)

開会に先立ちまして、事務局から御報告申し上げます。平塚市廃棄物対策審議会の委員は、総勢11名でございます。本日の出席は今のところ10名(会議開始後に残り1名が到着したため合計11名)となっております。「平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則」第5条に定めている過半数の6名に達しておりますので、よって会議は成立しておりますことを併せて御報告いたします。

また、「平塚市情報公開条例」第31条に基づきまして、本日の委嘱式並びに審議会は公開としております。本日の会議の傍聴者は2名でございます。

それでは、これ以降につきましては、原田会長に進行をお願いいたします。よろしく願いいたします。

(会長)

令和元年度第1回平塚市廃棄物対策審議会を開会いたします。さきほど市長から2件の諮問をいただきましたが、その諮問に関して、本日は論議していただくこととなります。それでは、まず議題1の「令和元年度平塚市廃棄物対策審議会年間スケジュール」について進めていきたいと思っております。資料の説明

を事務局からお願いします。

(事務局)

最初に、配付資料の確認をさせていただきます。

- ・資料1 令和元年度平塚市廃棄物対策審議会 年間スケジュール
- ・資料2 諮問書の写し(一般廃棄物処理手数料の額の改定)
- ・資料3 一般廃棄物の処理手数料の改定について
- ・資料4 搬入手数料(事業系一般廃棄物の処理手数料)について
- ・資料5 県内19市(組合を含む)における家庭ごみ直接搬入手数料調べ
- ・資料6 諮問書の写し(一般廃棄物処理基本計画の見直し)
- ・資料7 平塚市一般廃棄物処理基本計画の見直し 議論の進め方

そして、本日、「次第」、「委員名簿」と「席次表」も併せて配付しております。こちらも含め、不足資料がございましたらお知らせください。

(全委員)

不足書類なし。

(事務局)

資料1を御覧ください。令和元年度平塚市廃棄物対策審議会年間スケジュールでございます。表形式にしております。表の一番左に審議会の「開催時期」を記載しております。そして表の中央から右にかけて開催時期にあわせた主な議題となります「手数料改定」、「一般廃棄物処理基本計画の見直し」、「戸別収集社会実験」を記載しております。

まず「開催時期」についてですが、本日の第1回の後、第2回を8月上旬頃、第3回を10月頃、第4回を令和2年2月頃に予定しております。

「手数料改定」についてですが、議題2において内容を御説明し、第2回において答申案の作成を予定しております。

「一般廃棄物処理基本計画の見直し」についてですが、現在の計画は令和2年度までを期間としているものであります。現計画の実行中ではありますが次の計画の策定に向け、今年度からの御審議をお願いいたします。議題3で現計画の評価について御説明いたします。本格的な議論は、第2回から4回までの審議会で御意見のとりまとめができればと考えております。

最後に「戸別収集社会実験」についてですが、昨年度までの審議会で御意見をいただいているものです。実施に向けて、6月末、平塚市自治会連絡協議会の定例会に事務局が出席し説明いたしました。今後は、社会実験の対象地区の自治会へ段階的に説明をいたしまして、本年10月頃から開始できるよう取り組んでまいります。第4回審議会に取組状況の報告を予定しております。

(会長)

ただいま、事務局から議題1について説明がありました。何か御質問等はございますか。

(委員)

戸別収集社会実験について、該当する自治会が決まっていると聞きました。差し支えなければ教えてください。

(事務局)

社会実験の対象となる地域の自治会へ説明を開始したところであり、現在どこの自治会と調整してい

るかという形で御回答いたします。

1つ目は日向岡自治会です。前回審議会の中でもなぜという話が出ましたが、傾斜地がありますので社会実験には必要であろうといった観点から話を進めています。

2つ目に夕陽ヶ丘自治会です。平地であり住宅が密集している地域として予定しております。

3つ目に立野町自治会です。塵芥車の道路への進入が物理的に難しい地域もテストしていかなければならないと考えております。

4つ目に大神第4自治会です。集積所から集積所までの距離がある場合等、どのような方法で効率的に回収できるかもテストしていかなければならないと考えております。

以上4つの自治会がございます地域を10月以降の社会実験の地域として考えております。

(会長)

社会実験は、自治会の協力なくして出来るものではありません。実際に社会実験を始めてから見えてくるものもあるかと思えます。詳細部分は自治会の御協力を得ながら事務局にお任せしますが、審議会への報告をお願いします。他に御質問等ございますか。

(委員)

平塚市自治会連絡協議会の定例会で説明した際の主な質問や意見を教えてください。

(事務局)

主な意見として、1つは周知を丁寧に行ってほしいというのがありました。実際に平塚市自治会連絡協議会への説明に関しては、昨年度末も2回行っておりますが、定例会という場ではなく役員の方々への説明でしたので、新しく役員になられた方に対する説明ができていませんでした。新年度になりまして改めて説明させていただいたところです。地域単位の自治会については、定例会の中で正式に説明させていただいたという形になりましたので、先ほど申し上げた御意見を頂戴いたしました。社会実験に関しては、収集する曜日や回収回数等いくつかのパターンで行ってまいりたいと考えておりますので、その部分に関しても丁寧に周知をしてほしいというのが主な意見でした。

(会長)

社会実験をいたしますと様々な意見、中には反対意見も出てくるとは思いますが、全部応えることは不可能だと思います。出された意見を事務局で精査し、説明を行っていただくことが適当だと思います。よろしくをお願いします。

それでは次に、議題2、諮問事項の1つ目にあたります「一般廃棄物の処理手数料等の改定について」議論を進めていきたいと思えます。まずは事務局から資料の説明をお願いします。

(事務局)

資料2を御覧ください。表面は冒頭副市長が読み上げさせていただきました本文です。裏面を御覧ください。諮問理由を記載しておりますので、読み上げさせていただきます。

「前は、平成27年9月18日付けの平塚市廃棄物対策審議会答申等を踏まえて、平成28年4月1日から事業系一般廃棄物の搬入料金以外の手数料を改定した。その際、事業系一般廃棄物の搬入料金を据え置きとしたのは、市の「使用料、手数料の算定基準(以下「基準」という。)」において原則過去3か年の決算状況の平均を用いるとする条件を、当時稼働したばかりの環境事業センターが満たしていなかったことが主な理由である。そこで今回は、処理原価を算定するための上記条件を満たしたこと、また基準で定める「原則として3年ごとに見直しを行う」とする内容、令和元年10月に消費税が10%に引き上げられること等を踏まえ、条例で規定する一般廃棄物の処理手数料等について、検討すること

を願うものである。」以上が諮問の理由でございます。

一緒に綴じておりますのは、「平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の中で、個々の手数料金額を定めている条例別表第1でございます。この後の説明の中でも参考に御覧いただくことがありますので御了解ください。

続いて資料3を御覧ください。処理手数料の改定につきまして順次説明をさせていただきます。資料の最後のところで金額の改定案をお示しさせていただきます。

まず、1ページ目、1今回の改定の対象となる区分です。(1)ごみ等のうちア特定料金については、事業活動に伴い排出されるごみ等で市が収集、運搬及び処分しているものです。現行は1kg46円です。イ臨時料金については、一般家庭から臨時に排出されるごみで、かつ、市長が指定する処理施設に直接搬入する場合のものです。現行は10kg150円です。ウ搬入料金については、事業活動に伴い排出されるごみ等で市長の指示する処理施設へ直接搬入する場合のものです。現行10kg220円です。

次に(2)し尿です。ア定額料金、イ従量料金とございます。世帯単位の人員割によります定額料金と排出した量に基づく従量料金の2つに区分されますが、定額料金は、現行1人につき、月額465円。従量料金は、現行、事業者の場合118円、事業者以外の場合19円です。

ここで今回の処理手数料の改定において、対象外となる区分についても御説明させていただきます。条例別表第1における「一般家庭から臨時に排出されるごみで市が収集、運搬及び処分する場合」、「家電リサイクル法に定める廃棄物で市が収集、運搬する場合」及び「小動物の死体で市が収集、運搬、処分する区分及び直接搬入する場合」の3つにつきましては、今年度から民間委託を開始したばかりですので、決算ベースにおける処理原価の算定が困難なことから今回の改定は見送りにしたいと考えております。

資料3の説明に戻ります。2処理原価の対象となる経費です。平成19年6月に環境省から出ております「一般廃棄物会計基準」の原価計算書の対象費目に準拠する形で、物件費(運営費、維持管理費、維持補修費等)人件費、減価償却費を積み上げていくものとしております。

3処理原価の算定方法です。平成26年3月に本市が策定いたしました「使用料、手数料の算定基準」に基づき、処理件数については、過去3か年の処理件数あるいは処理量の平均をとること、また人に関するコストは前年度あるいは直近の決算状況を用いるということとしています。このことから基本的には、収集運搬に係わるものは、ごみ、し尿それぞれの収集量で除したものです。焼却、破碎等の処分に係わるものは、ごみの処分量で除して算定していくものと考えております。

4処理原価に対する徴収率の考え方です。(1)本市の「使用料、手数料の算定基準」の考え方です。手数料は、地方自治法第227条の規定により「特定の者のためにする事務」に要する経費の対価として徴収することから、その負担割合は原則100%とするとしておりますが、利用者にとって急激な負担増とならないよう配慮するため、基本的には現行料金のおおむね1.5倍を上限とする激変緩和措置を講じ、徐々に適正料金に近づけていくようにするとしております。続きまして2ページ目、(2)過去の廃棄物対策審議会における答申内容を確認いたします。事業ごみについて、平成24年度、平成27年度ともに排出者責任の明確化、排出抑制を図るという必要から処理費用に見合った額や処理原価に近づけることが望ましいとする答申が出されております。家庭ごみについて、基本的には近隣市の状況や激変緩和措置を踏まえて、段階的に処理原価に近づけることが望ましいとする答申が出されております。し尿について、し尿の処理原価の考え方は、下水道事業を充実させていくという視点からも下水道使用料を目安に、それを超えない範囲で激変緩和措置を踏まえながら段階的に処理原価に近づけていくことが望ましいとする答申が出されております。(3)その他として、環境省と農林水産省がとりまとめた「食品循環資源の再利用等の促進に関する基本方針案」によれば処理原価相当の料金を徴収することが望ましいとされてきております。これは民間の食品リサイクル利用を促進していくという観点に基づいたものであると解釈できます。

3ページ目、5処理コストの計算でございます。中段にあります(3)し尿の定額制を除きまして、

各区分とも対象経費をごみの場合は処理量、し尿に関しては収集量で割り込みまして、消費税8%相当の処理原価を算定しています。これを消費税10%に計算し直したものが新しい処理原価でございます。(3)のし尿の定額制につきましては、平塚市公共下水道使用料条例に基づく下水道料金を援用し、水道の標準使用量が1月20m³ですので単価である99円に乗じて1,980円となります。これを令和元年6月1日現在の平塚市の平均世帯人員2.3人で除して860円、消費税10%で再計算した結果875円となりました。

4ページ目、6処理手数料の改定案でございます。特定料金は1kgあたりいくらで表示しています。したがって処分に係る処理原価を28.8円、収集運搬に係る処理原価を26.8円とし、合わせて55円としています。一般家庭の直接搬入ですが、処理原価として計算しました288円では激変緩和措置の上限1.5倍を超えてしまいますので220円といたしました。事業活動の方は、処理原価相当の280円といたしました。し尿の定額料金ですが、処理原価875円では上限を超えてしまいますので700円といたしました。従量料金の事業者の場合ですが、処理原価相当の20円としています。事業者以外の場合ですが、処理原価の55円では上限を超えてしまいますので、13円といたしました。

続いて資料4を御覧ください。1ページ目、家庭系と事業系を合わせた一般廃棄物の総量でございます。現計画の目標値は、最終目標年度である平成32年度に82,775tを目指しているところです。平成24年度以降、本市では減少傾向にあります。最終目標年度である平成32年度には目標値に近づき、さらには下回ってくる可能性もあります。そこで次に、家庭系、事業系の順に排出別に見ていきます。

2ページ目、家庭系ごみにつきましては目標予測値以上に減少しています。最終目標年度に向けて減少が続いていくものと見込まれております。

3ページ目、事業系一般廃棄物につきましては目標予測に反しまして年々微増の傾向にあり、その乖離は平成32年度に向けて拡大していくものと見込まれております。以上が本市の一般廃棄物の状況であり、事業系一般廃棄物に対する減量の取組が急務であると考えられますので、減量の動機付けを高めていくためにも処理手数料の引き上げは必要ではないかと考えているところです。

4ページ目、県内19市の事業系一般廃棄物の処理手数料の一覧でございます。現在、本市の220円というのは県内19市のうち12番目となっております。改定案どおりに280円にしますと、県下トップとなります。算定根拠は処理原価相当ということでありますので必要な引き上げと考えております。

資料5を御覧ください。県内19市の家庭ごみの直接搬入の手数料の一覧でございます。本市は現在150円で、県内19市のうち11番目となっております。改定案どおり220円にいたしますと、県内19市のうち7番目の秦野市、伊勢原市と同額となり、引き上げ額も適当と考えています。

(会長)

ただいま、事務局から議題2の一般廃棄物処の処理手数料の改定について説明がありました。何か御質問等はございますか。

(委員)

3か年のデータを基に処理原価を算出したということですが、この間、平塚市としてコストダウンのような対策を講じた上で得たデータなのか、それとも3か年同じ状態で得たデータを基にした処理原価なのでしょうか。それと処理手数料について、10kgあたり280円で県下トップになると説明がありました。他の自治体の徴収率は何%くらいなのでしょう。例えば藤沢市は270円なのですが、実際の処理原価はどのくらいなのかデータは持っていますか。

(会長)

まず、3か年のデータが取れるようになって、コストダウンを意識した対応が取れているかどうか、それと他市の処理手数料も処理原価から1.5倍に抑えられているかという視点だと思います。

(事務局)

直接的な処理原価の反映ということではない部分もありますが、今年度からこれまで直営で行ってきた部分を民間委託するという取組は続けてきたところです。平常時に係る経常経費について、直営と比較して削減するように取り組んできたところではありますが、今ある施設の補修工事、大規模改修等が膨らんでいきますと処理原価が積みあがってきてしまうという状況なのかと思います。昔作った施設を延命化しながら繋いできている状況もありますので、その部分の経費がある程度積みあがってしまうものと思います。ただ、今回の原価計算において、大規模改修等が単年で起こった場合に大きく跳ね上がってしまうところを、3か年で平均化されることで大きな上昇率には至っていないものになっていると思います。また近隣市との関連性ですが、本市については焼却場が1つ、御質問に出ました藤沢市は2つありますので処理コストは変わってきます。比例してごみの総量についても藤沢市の方が多いということで、施設の運営に係るコストを考えたときに本市よりは高めの数字になっていると思われます。実際に処理原価等は確認していませんが、本市の使用料、手数料の考え方の中で、処理に要する経費等を鑑み、徴収割合等については処理原価相当が望ましいとありますので、その方針に従って本市についても100%を目指すということだと思います。

(会長)

本日は現状がどうであるかを委員の皆様を理解してもらい、改定に対して論議するポイントがあれば次回にそのポイントを掘り下げていくということだと思います。他に何か御質問等ございますか。

(委員)

資料4の1の(1)において、家庭系ごみ及び事業系一般廃棄物の総量はわかりませんが、具体的な家庭系のごみの品目と事業系一般廃棄物の品目で何が廃棄されているのかがわかれば、例えば手数料がかかった場合に、品目別に資源にできるものがあれば資源化していただく。そうすることによって市民の負担を少しでも、SDGsの観点からも減らしていただければ、手数料が上がっても不満は出ないと思います。次回の審議会に家庭系ごみと事業系一般廃棄物の品目別に割り出したものを御提示いただけないでしょうか。

(会長)

ごみの中身と量を第2回審議会でわかるようにしてほしいということですか。

(委員)

はい、市民の負担が減れば良いと思います。

(会長)

家庭系ごみは減っています。それに対して事業系一般廃棄物の方が足を引っ張っているというふうな構造だと思います。むしろ実績値のグラフは目標値より下がっている、特に家庭系ごみの方が下がる度合いが高いのに対して、事業系一般廃棄物は残念ながらアップしているということになると思います。

(委員)

今のお話で平塚市の人口は減ってく中で事業系一般廃棄物が増えていく要因は、予想するに大型ショ

ッピングセンターの進出等かなと思うのですが、逆に個人商店等も事業系一般廃棄物を排出しています。そういったところでいきなり県内トップの処理料金を負担するということについて、個人商店等が事業活動をする上で厳しい部分もあると思っていますので、まずは多量排出事業者に対して対策を講じてみてはいかがでしょうか。

(会長)

事業所数が増え、活動がより活発になったのでごみが増えていったというのであればある程度理解できるのですが、そうではなく増えるのは問題です。家庭系ごみは排出する量が下がっているのに、事業系一般廃棄物の方は上がってしまっています。処理料金が上がることにに関して、下がっているはずの家庭系ごみの方がむしろ負担としては増えてしまうことに対して不満に思う方も出てくると思います。

(委員)

例えば、事業をやりながらそこに住んでいる方もおられます。そういった方々のいわゆるごみが事業として出るごみなのか、家庭として出るごみなのかということもあるでしょうし、細かい部分よりも多量排出事業者に対して指導なり、アドバイスなりのアプローチをしていくべきだと思います。

(会長)

今の御指摘は非常に大事だと思います。家庭系ごみと事業系一般廃棄物を全体で捉え、様々な要因が出てくるとは思いますが、組み込めるもの組み込めないものを振り分けていくということも併せて考えていく必要はあると思います。このあたりを検討するかは第2回審議会に論議していくことになると思いますが、事務局は委員から出された御意見を精査してください。他に何か御質問等ございますか。

(委員)

8点教えてください。

- ・資料2のところで、今回の改定の対象外については民間委託となったからだと説明されましたが、委託されることによって条例別表第1に規定されている現行の料金は上がらないのでしょうか。
- ・資料3なのですが、資料の作り方として、処理原価の部分の単位が間違っていると思います。
- ・資料3の3ページ(4)と(5)の「延べ収集回数」というのは表記が間違っていると思います。
- ・資料3の3ページ(4)と(5)の経費が同一なのはなぜでしょうか。
- ・資料3の4ページ、6処理手数料の改定案の特定料金の事業活動の改定案55円について、この金額になった経緯が、検討資料に記載されていないのはなぜでしょうか。
- ・資料3の4ページ、6処理手数料の改定案の臨時料金の区分に、事業活動が入っていることは資料2の別表第1を見る限り臨時料金に入っていないのではないのでしょうか。
- ・事業系一般廃棄物がかなり伸びていることからすると事業系一般廃棄物を抑えないといけないという観点から、280円という金額の設定は良いと思うのですが、激変緩和措置として1.5倍を上限とするなら288円にしても良いのかなと思います。先ほど事業系一般廃棄物の料金設定の話が出ましたが、やはり多量排出事業者とそうでない事業者と分けて料金設定してもよろしいのではないのでしょうか。
- ・資料4の事業系一般廃棄物の排出量がかなり伸びていますが、日本の廃棄物処理を見ますと事業系一般廃棄物は減ってきている傾向にあると見受けられます。なぜ平塚市は増えているのか理由が分かればお聞かせください。

(会長)

御指摘にすべて回答することは難しいと思いますので、次回審議会までの間に、事務局は委員と調整し検討しておいてください。この場で回答できるものはありますか。

(事務局)

はい。まず表記の件で2点ほど御指摘をいただいたかと思えます。資料3の3ページ、下段に(4)(5)がございます。この算定にあたって、ここには「延べ収集回数」と記載されておりますが、御指摘のとおり、ここは実際の量ということになりますので「延べ収集量」ということで訂正をお願いします。また4ページに臨時料金の中に、事業活動が含まれておりますが、条例別表第1を御覧いただきまずと臨時料金の区分ではありませんので訂正をお願いします。同ページの上段に、特定料金の事業活動55円とございますが、この算出根拠について御質問をいただいかと思えます。同資料の3ページを御覧ください。5処理コストの計算のところの(1)でごみの処分として288円、(2)のところでは実際施設まで運ぶ収集運搬費として268円と記載しております。288円と268円を足した金額が556円ですが、事業活動の範囲が1kgあたりの計算となりますので、556円を1kgに換算しますと55.6円となります。0.6円については切り捨てた形です。よって改定案を55円としたということです。続きまして、民間委託した場合、条例で定めているような料金を上回らないような設定を意図して計算しているのかということなのですが、実際民間委託している部分が今年度からということもありますので、具体的な数字はこれから揃ってくると思えます。行財政改革の一環の中で民間委託をしている部分もあるので、その成果というところで何かしらこの手数料の方に反映したいと思っているところです。事業系の排出量が増えている理由についてですが、平塚市としても多量排出事業者、そうではない事業者等のいくつかの数字を分けながら見ています。当初処理計画を作ったときに大型の店舗が出店してくるだろうというような情報を他の部局からいただきながら推計を設定してきている経緯がございます。ただこれを上回っているというのは、ごみの量が多い少ないにかかわらず事業体が増えている傾向にあるのは間違いのないと思えます。実態として伸びているという以外の分析はまだできておりません。また多量排出事業者には、年間15件くらいの立入調査を行っております。実際のごみ保管庫等を見せていただきながら内容物について資源に回せるもの回せないものなどを御相談させていただきながら少しでもごみの焼却量の削減に努めているところであります。今回手数料が改定案どおりになっていくと「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針案」にもございましたが、民間事業者の中で食品のリサイクルが活性化し本市の焼却場に持ち込まれるごみの量が相対的に減っていくということも視野に入れながら改定案を提示させていただいています。以上です。

(会長)

民間委託を積極的にこれから進めていく必要があるということですが、委託に伴い民間事業者を圧迫するようなことがあってはなりません。適正な処理料金を計算し、それをベースに競争入札をするという適正な手続きの中で、民間委託に対する仕様や競争入札の透明性の維持を事務局は検討しておく必要があると思えます。

(事務局)

御指摘の質問の中で、資料3の3ページの(4)し尿「従量制(事業所)」の処理原価(8%計算)が20円、処理原価(10%計算)が20円と差異がないのはどういったことかという御質問もあったかと思えます。こちらは、実際に消費税8%と10%をかけた時にどちらも21円に到達しなかったため20円としております。

(委員)

資料3の3ページ(4)及び(5)に対して、それぞれの「経費」が同額でよろしいのかという質問であったのではないのでしょうか。

(委員)

資料3の3ページ(4)し尿「従量制(事業所)」と(5)し尿「従量制(その他)」で同額の経費を記載しているが案分しなくてもよいのでしょうか。

(事務局)

資料3の3ページの5処理コストの計算(4)と(5)の経費がともに4,089,012円であるというところでしょうか。

(委員)

そうです、事業所が何%あって、それ以外が何%あるから案分して割らないといけなのではないのでしょうか。

(事務局)

同一の事業体に関して、コストとか分散していくという御指摘でしょうか。

(委員)

資料3の3ページの5処理コストの計算(4)では従量制の経費400万円を、事業所の「延べ収集量」20万で割っていくから処理原価20円、(5)では400万円を「延べ収集量」7万5千で割るから処理原価を54円としています。し尿の経費が全部で400万円だったらこれでいいのかということです。例えば、し尿全体の40%が事業所以外であった場合、し尿に係る経費400万円に事業所であれば60%をかけた結果を20万で割るということをしなくてもよいのでしょうか。それともそれぞれ同額の経費がかかっているのでしょうか。

(事務局)

第2回審議会で回答いたします。

(会長)

だいたい今の御質問については、事務局でよく検討してください。現状はどうなっているかを各委員に捉えていただくことが本議題の目的だと思います。そこから出てきた様々な細かい検討すべきポイントは第2回審議会のために、事務局に持ち帰っていただき、よく検討した結果を次回に活かしていただければと思います。急いで間違った判断をしてしまうのは返って良くないので、御指摘いただいた点を持ち帰って、検討した結果を報告していただいて対応していくということでもよろしいでしょうか。それでは他に御質問等はございますか。

(委員)

先ほど別の委員から御指摘があったことと重なるところがあるのですが、資料3の1ページ、2処理原価の対象となる経費、3処理原価の算定方法ということで記載はあるのですが、今回の議論は改定案の金額が妥当であるかどうかというところでは、改定案の金額を判断する上で、資料3の2及び3で計算されている経費の数字がある程度見えてこないと金額が妥当かどうか若干判断しづらいと思います。

経費のコスト減を努めることができれば処理原価も下がり、改定案の金額も変わってきますので、計算されている経費の数字の主だったところを出していただいた方がいいのかなと思います。もしコスト減に努めてきたことがあればという御指摘もあったかと思いますが、今100%のところも処理原価が下がれば103%で回収してしまっているということになれば、改定案の金額も動いてくると思いますので、第2回審議会で経費の数字を出していただければと思います。第2回審議会で改定案は可決していくスケジュールだと思いますので、第2回審議会までにその数字を明らかにしていただければと思います。

(会長)

量だけの問題ではなく、処理効率の問題も入ってきますし、様々な角度から検討し、方向性を御指摘いただくというのが今日の会議の最大のポイントです。事務局は、すべてに回答することは難しいとは思いますが、できるだけ要望に応じて説明できるようにしていただければと思います。

現体制がどうなっているか、現体制の中に見直しをすればどのような項目がありうるのか、それから現体制でデータの的に捉えることができるようになったものをベースに、試算してみた時の手数料がいくら位になるのかというようなポイントを議論してきたと思います。また改めて検討しなければならぬポイントが出てくるかもしれませんが、とりあえずここまでのところはよろしいでしょうか。

(全委員)

異議なし

(会長)

手数料の改定に関する論議をまとめます。まず使用料並びに手数料の基準に関しては、掛かる経費を正確に計算し、その対価として徴収するのが望ましいと思います。それから手数料の上げ幅に関しては、1.5倍に抑えるという考え方ですが、処理手数料を急に高くしてしまいますと対応できない市民等が出てくる可能性もあります。3年に1回見直しをするということですが、現体制の処理手数料と改定金額があまりに大きく離れていた場合には激変緩和措置として1.5倍にまでにまず抑える、それを3年に一回繰り返し処理原価に近づけていくものと思います。1.5倍を目安にするということ崩してしまいますとそのすべてが変わってきてしまいますのでお認めいただきたいと思います。それからごみの持ち込みに関しては、家庭系及び事業系ともに近隣市の費用と比較してかけ離れて高いのはよろしくありません。県内の手数料と比較してバランスのとれた金額であれば妥当としてもいいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

(全委員)

異議なし

(会長)

それでは、その次の議題3に進めたいと思います。諮問事項の2つ目にあたります「一般廃棄物処理基本計画の見直しについて」議論していきたいと思います。まず資料の説明を事務局からお願いします。

(事務局)

資料6を御覧ください。表面は冒頭副市長が読み上げさせていただいた2つ目の諮問書の本文になります。裏面を御覧ください。先ほどと同じく、諮問の理由を記載していますので読み上げます。「平塚市一般廃棄物処理基本計画(以下「計画」という。)は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第6条の規定に基づき策定している法定計画であり、区域内の一般廃棄物処理に関して、長

期的視点に立った基本的な方針を定めている。国の指針によれば、計画の策定は、今後の社会や経済情勢、一般廃棄物の発生の見込み等を総合的に踏まえ検討するものとされていることから、平成27年3月に現計画を改訂して以降の国等の動向（「第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）」の策定、「ごみ処理基本計画策定指針の改定（平成28年9月）」、「食品リサイクル法基本方針の改定（案）」（平成31年2月）」、「食品ロスの削減の推進に関する法律の公布（令和元年5月）」、地球規模での資源・廃棄物制約や海洋プラスチック問題への対応として「プラスチック資源循環戦略（令和元年5月）」等）を踏まえた見直しが急務とされている。そこで、本市においてもそうした指針等で掲げられている目標値等の達成に向け、地球温暖化対策に関する取組との整合に留意しつつ、一般廃棄物の排出抑制及び適正な循環的利用等を促進するため、市民、事業者及び市がそれぞれ主体的に取組む視点を保持しつつ、特に以下のテーマに基づき幅広く検討することを願うものである。1つ食品ロス対策、2つプラごみゼロ対策、3つ高齢化対策。」この一般廃棄物処理基本計画の見直しにつきましては、年間スケジュールの中でも御説明いたしましたとおり、本格的な議論は第2回審議会以降でお願いしたいと考えております。

資料7を御覧ください。2ページ、「議論の進め方」とあります。本日のところは「STEP1」の現計画の進捗状況の説明をさせていただきます。「STEP2」の関連法や計画、国連で採択されたSDGsとの関係性、「STEP3」の今回諮問の3テーマ「食品ロス対策」、「プラごみゼロ対策」、「高齢化対策」の各論の議論につきましては次回以降でお願いしたいと思います。

3ページを御覧ください。イメージとしまして、情報収集及び資料整理を行い、審議会への資料提供、審議会での審議・協議というような構成をお願いしたいと考えております。具体的な進め方としましては、まず初めに基本理念や基本方針を固めていくのではなく、テーマごとに国が定める目標値ですとか、本市の現時点での数値、状況そして本市で行われている市民、事業者あるいは市民団体の関連の取組、目標達成に向けた国連や国の動向や視点ということを踏まえて審議会の中で御説明いただき、そのまとめを通じて基本理念、基本方針を導き出していくというようなイメージを持っております。

4ページを御覧ください。4ページ以降は現計画に関する内容となっております。まず4ページは現計画の概要です。上段に基本理念を記載しています。要旨で御説明いたしますと、中段に3R（リデュース、リユース、リサイクル）に取り組むことの必要性ということを始めとして循環型社会の構築ということを規定しております。基本理念に基づく基本方針は、循環型社会を目指したシステム作りが大きな柱となっております。次の計画にはこれまでの取り組みを踏まえました上で、今回諮問の3テーマ、食品ロス対策、プラごみゼロ対策、高齢化対策を盛り込んだ作りをしていきたいと考えております。続く5ページ、6ページ、7ページは現在の計画で設定しております目標値の達成状況でありますので、順次御説明いたします。

5ページを御覧ください。ごみの排出抑制・減量化の状況であります。グラフは平成7年度からの推移をお示ししております。家庭系及び事業系を含めた1日1人あたりのごみ排出量は、平成12年度、2000年度が1,153gということでピークでございました。そしてその後直近で確定している数値としましては、平成29年度になりますけれども881gということで、平成32年度の最終目標としております889gをすでに達成しているという状況でございます。家庭ごみだけの資源再生物を除く数値で見ましても、平成29年度に497gになっており、目標値であります525gをすでに達成している状況であると御報告いたします。

6ページを御覧ください。資源化率の状況でございます。この表は平成21年度からの推移をお示ししております。平成29年度の実績では、推定値を下回っており未達成の状況となっております。その内容を調べてみますと、平成25年度に現在の環境事業センターが稼働以来、焼却残渣の資源化を開始し、資源化量は大幅に増加しました。これが表中の点線で囲われた部分でございます。しかし一方、ごみ量全体の減少による焼却残渣の資源化量が想定よりも少ないという状況、また紙や空き缶の排出量、表で言いますと直接資源化というところの数値ですが、年々減少してきているということが影響してい

ると考えられます。今後の方策としましては、まずごみの排出量は着実に減らしていくということ、同時に可燃ごみの中にプラごみが混入しているということから市民の皆様には一層の分別をお願いしていくということなどが考えられますが、総排出量の中には事業系も含まれておりますので、先ほどの1つ目に諮問させていただきました処理手数料の改定を行い減量化が進むということで、資源化率の上昇ということも併せて期待できるのではないかと考えています。

7ページを御覧ください。最終処分量の状況です。表につきましては平成21年度からの推移となっております。平成29年度の実績で、目標値を大幅に上回る削減率が達成できております。これは先ほども申しました平成25年10月に現在の環境事業センターが稼働し、焼却残渣の埋め立てがなくなりましたことから中間処理の埋め立てのみになったことによるものです。中間処理の埋め立てとは、陶磁器等を破砕処理場で処理した後のくずの状態の埋め立てがこれにあたります。以上が現計画での目標値の達成状況・進捗状況でございました。

8ページを御覧ください。本市の廃棄物処理の実態を、全国規模で類似した自治体と比較できる環境省の評価支援ツールを用いてみていただきたいと思っております。平成28年度の実績のデータを基に5つの代表的な指標の分析で中央の五角形のグラフができております。類似した自治体が全国で36ございます。5つの代表的な指標ということで順に見ていきますと、まず「人口1人1日あたりのごみ排出量」ですが、全体平均が944gに対して本市は897gということになっております。次に「廃棄物からの資源回収率」ですが、全体平均は0.193t、本市は0.249tとなっております。続いて「廃棄物のうち最終処分される割合」ですが、全体平均0.082tに対し、本市は0.009tというところであります。続いて「人口1人あたりの年間処理経費」ですが、全体平均が10,490円に対して、本市は9,768円ということであります。そして「最終処分減量に要する経費」ですが、全体平均が31,190円に対し、本市は29,065円となっております。結果を見る限りどの指標をとっても本市は全体平均を下回ることはないということは判明しておりますが、引き続き効率的な運営に努めていきたいと考えているところです。

以上で「一般廃棄物処理基本計画の見直しについて」の説明を終わります。

(会長)

審議自体は、第2回審議会で行います。本日は現状についての説明ということでしたが、数値的には良好であると思っております。類似した自治体と比較しても平塚市は頑張っているのではと思っております。何か御質問等はございますか。

(委員)

資料7の2ページ目のSDGsが掲げる17のゴールについて、一般廃棄物処理基本計画を検討する上で、すべて盛り込んでいくことは難しいと思うので、第2回審議会でも17のゴールのうち、事務局で選択したゴールをお示ししていただけたらと考えてよいのでしょうか。

(事務局)

御指摘いただいたとおりの整理を事務局で準備いたします。今回、廃棄物ということがテーマになってまいりますので、17のゴールのうち12番「つくる責任、つかう責任」が1つポイントにはなってくるものと思っております。ただそれに付随して、やはり温暖化対策あるいは海洋ごみ対策の部分もありますので、この17のゴールのうち2、3個がメインテーマになってくるのかなと思っております。ただ一部、フードドライブ、いわゆる貧困対策とごみ減量対策をリンクさせて活動いただいている団体もございまして、そういったところに関しては、1番の「貧困をなくそう」というところも絡んでくるのが予想されますが、おおむねメインテーマになるところは今申し上げた3つぐらいになるのかなと思っております。その整理については改めて事務局として審議会へ御提示したいと考えております。

(会長)

諮問に対する答申は、処理手数料の改定と一般廃棄物処理基本計画の見直しと一緒に出さなければなりませんか。

(事務局)

資料1を御覧ください。最初に処理手数料の改定につきましては、本日様々な課題をいただきましたが、第2回審議会であらかたの答申案をお示しいたしまして、9月頃に原田会長から平塚市長に対して、答申書の説明及び手交していただければと考えております。続いて一般廃棄物処理基本計画の見直しにつきましては、テーマが多岐にわたりますし、こちらの議論については、年度内いっぱいかけて議論していくものと思っておりますので、3月頃に平塚市長に対して答申書の説明及び手交をお願いできればと考えております。

(会長)

スケジュールの確認をいたしました。まずは処理手数料の改定の答申を作るということです。そのあとで一般廃棄物処理基本計画に関する答申ということになります。特に基本計画の方は、幅広くすべてのテーマを答申書に盛り込むことは難しいと思いますので、諮問書で提示されている「食品ロス対策」、「プラごみゼロ対策」、「高齢化対策」の3つのテーマを軸に、現在の状況を加味した形で答申案を作り上げていくということで事務局よろしいでしょうか。

(事務局)

はい。

(会長)

本日は、基本的な考え方、進め方に関して、現状平塚市がどの程度の位置付けなのかというところの説明をいただいたということでした。何かそれに関して御質問等はございますか。

(委員)

資料6に関連して、昨年6月から私が所属している平塚市資源回収協同組合が焼却量の低下という観点で独自に資源化を始めました。何か平塚市の役に立てればと思っています。

(会長)

ありがとうございます。第2回審議会以降に具体的にお話を聞く機会を設けたいと思います。ある程度方針案がまとまってきた段階で付け足すイメージでお願いします。他に御質問等はございますか。

(委員)

資料7の6ページ、資源化率のところですが、今現在平塚市25.4%、閣議決定された改定廃棄物処理施設整備計画では2020年度までに27%という数値があります。リサイクルするにあたってはかなりの税金が投入されていると思っています。税金を投入しないでリサイクル率を上げるのか現状維持なのか検討していただけないでしょうか。ただ単に数字を上げることにこだわる必要性はまったくないと思います。それから食品ロス対策なのですが、事業系、家庭系ともにどの程度排出されているかなどの情報をもとに、対策を検討していけばいいかなと思います。それからごみの焼却の減量化という話がありましたが、平塚市にあるエネルギー回収施設を有効に活用していくためには、どこまでごみを減量すべきなのか、どこかで採算性等も考えて、分岐点みたいなものがあると思います。それを検討して

いただけないでしょうか。それを踏まえて本当にごみを減量していく必要性があるのかないのか、減量化をさらにしてしまうとさらにごみ処理コストが上がってしまうおそれがあるのかなと思います。そのあたりの資料を提供いただきたいと思います。

(会長)

大変重要な御指摘だと思います。ただ単純に減らせば良いという問題ではないという御指摘であったと思います。それからコスト等を考慮した上で、平塚市の対応としてはこのあたりがベストであろうところを目標値にしなければ意味がないという御指摘であったかなと思います。事務局は、第2回審議会までに検討していただいて、出せるデータがあれば御提示ください。対応する考え方としてごみを抑制すればいい、あるいはコストがかかっても良いというような「平塚案」みたいなものが出てもいいのかもしれないと少し思いました。それも併せて事務局には検討していただきたいと思います。しかし原則的には減らす方向で考えていただきたいと思いますが、減らしすぎは必ずしも良くないという御指摘は平塚市には当てはまらないかもしれません。他に御質問等はございますか。

(全委員)

なし

(会長)

それでは、処理手数料の改定並びに一般廃棄物処理基本計画の見直しについて、第2回審議会から本格的に議論していく形で、そのための素案を事務局から御提示いただき、本日色々御指摘いただいた部分も併せて事務局の方で検討していただいた上で、次回から議論していくということによろしいでしょうか。

(事務局)

はい。

(会長)

それではその他で何か事務局からありますでしょうか。

(事務局)

その他として、次回の日程を調整させていただきます。

次回の日程を8月6日(火)午前9時30分からとする。

(会長)

それでは、次回は8月6日(火)ということをお願いします。これで本日の廃棄物対策審議会を終了します。お疲れ様でした。

以上